給与規程

第1条（目的）

本規程は、就業規則及び賃金規程に基づき、社員の職種別の基本給、手当、昇給、昇格、降格及び賞与その他給与制度に関する共通事項を定めることを目的とする。

第2条（関係規程）

営業職の基本給、ランク、役職手当、評価、昇格及び降格については、別に定める「給与・昇格・降格規程（営業）」による。

2. 事務職の基本給、地域手当、昇給及び賞与については、別に定める「給与・昇給・賞与規程（事務職）」による。

3. 営業インセンティブについては、本規程では定めず、別に定める「営業インセンティブ規程」による。

4. 工事職の基本給、役職手当、評価、昇格及び降格については、別に定める「給与・昇格・降格規程（営業所付き工事部）」による。

5. 賃金の計算方法、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、休暇等の賃金、不就労控除、賃金締切日、支払日及び賃金控除その他の共通事項は、賃金規程による。

第3条（給与の構成）

月例給与は、職種及び個別の労働条件に応じ、基本給、役職手当、地域手当その他会社が定める手当により構成する。

2. 社員ごとに適用する給与項目及び金額は、労働条件通知書、雇用契約書、辞令その他会社が交付する書面により明示する。

第4条（営業職）

営業職の基本給は月額200,000円とし、各ランクに応じて次の役職手当を支給する。

ランク	役職	役職手当	固定月額
A1	社員	なし	200,000円
A2	上級社員	30,000円	230,000円
L1	リード	50,000円	250,000円
L2	上級リード	80,000円	280,000円
M1	副拠点長	150,000円	350,000円
M2	拠点長	200,000円	400,000円

2. 営業職の昇格、降格及び評価は、賞与算定期間と同じ11月1日から翌年2月末日まで、3月1日から6月30日まで、7月1日から10月31日までの期間ごとに行う。判定日は各期間の最終日とし、給与ランク及び役職手当はそれぞれ3月1日、7月1日、11月1日から変更する。初回の2026年11月1日切替では、2026年7月1日から10月31日までを対象とし、初回評価、最終決定及び本人への通知は2026年10月31日までに完了する。評価基準その他の詳細は「給与・昇格・降格規程（営業）」による。

第 5 条（事務職）

事務職の基本給は月額 200,000 円とする。昇給後の基本給は、第 5 条に基づき決定した額とする。

2. 会社が指定する地域に勤務する事務職には、地域手当として月額 30,000 円を支給する。地域手当は、原則として入社後 6 か月を経過した日の属する月から支給する。

3. 事務職の昇給は原則として年 1 回とし、昇給額は原則として月額 1,000 円から 3,000 円程度とする。昇給が行われた場合は、その額を基本給に加算する。

4. 会社は、事務職に対し、原則として年 3 回、概ね 4 か月に 1 回の割合で賞与を支給することがある。賞与の支給額は会社の業績その他の事情を考慮してその都度決定する。

5. 前各項の具体的な支給条件、対象者、例外及び制度の見直しについては、「給与・昇給・賞与規程（事務職）」による。

第 6 条（工事職）

工事職の基本給は月額 200,000 円とする。評価対象期間は賞与算定期間と同じ 11 月 1 日から翌年 2 月末日まで、3 月 1 日から 6 月 30 日まで、7 月 1 日から 10 月 31 日までとする。各期間の末日を判定日とし、給与ランク及び役職手当は 3 月 1 日、7 月 1 日又は 11 月 1 日から変更する。初回の 2026 年 11 月 1 日切替では、2026 年 7 月 1 日から 10 月 31 日までを対象とし、初回評価、最終決定及び本人への通知は 2026 年 10 月 31 日までに完了する。評価基準その他の詳細は「給与・昇格・降格規程（営業所付き工事部）」による。基本給及び役職手当その他の給与条件は労働条件通知書又は雇用契約書により明示する。

2. 役職手当その他給与条件の変更を適用する場合は、会社決裁を経て、対象社員に変更内容及び適用開始日を事前に明示する。

第 7 条（給与条件の決定及び変更）

会社は、給与条件を決定又は変更した場合、適用日、給与項目及び金額その他法令上明示が必要な事項を、労働条件通知書、雇用契約書、辞令その他適切な方法により本人に明示する。

2. 給与条件の変更により賃金が減額となる場合は、個別の労働条件、職務又は責任の変更、変更理由、変更の程度その他必要な事情を確認し、法令及び必要な手続に従って実施する。

3. 給与条件の変更は、適用日以降の勤務及び給与計算に反映し、原則として適用日前に遡って不利益に変更しない。

第 8 条（営業インセンティブ）

営業職の営業インセンティブは、2026 年 11 月 1 日改正施行後の「営業インセンティブ規程」に基づき取り扱う。改正後の算定条件を適用する期間及び初回支給日は、同規程附則の定めによる。工事職のインセンティブの対象区分及び基準は、「給与・昇格・降格規程（営業所付き工事部）」第 8 条による。具体的な算定、確定及び支給は、同条並びに「営業インセンティブ規程」及び社長決裁済みの算定基準による。

2. 営業職の昇格・降格及び役職手当の制度と、営業インセンティブの算定及び支給は、別の制度として区分して取り扱う。工事職についても、給与ランク・役職手当・評価・昇格及び降格と、インセンティブの算定及び支給を区分して取り扱う。

第 9 条（規程間の優先関係）

本規程と職種別の給与関連規程の定めが異なる場合は、その職種について特別に定める職種別の給与関連規程を優先して適用する。工事職の給与ランク、役職手当、評価、昇格及

び降格は「給与・昇格・降格規程（営業所付き工事部）」による。賃金の計算、割増賃金その他の共通の賃金処理は賃金規程による。
2. 賃金の計算、割増賃金、休暇等の賃金、不就労控除、賃金の締切り及び支払いその他賃金処理に関する事項は、賃金規程を適用する。

第 10 条（改定）

会社は、経営環境、事業内容、組織体制その他の事情に応じ、本規程及び職種別の給与関連規程を改定することがある。労働条件を変更する場合は、法令に従い必要な手続を行う。

附則

1. 本規程は、2026 年 11 月 1 日から施行する。
2. 営業職及び事務職の新給与制度は、同日からそれぞれの職種別給与関連規程に基づき適用する。
3. 2026 年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの給与計算期間について、11 月 1 日前後で給与条件が異なる社員は、各適用期間に対応する給与条件により区分して計算する。
4. 工事職の給与ランク、役職手当、評価、昇格及び降格は「給与・昇格・降格規程（営業所付き工事部）」による。同規程は 2026 年 11 月 1 日から適用する。対象社員への個別の給与条件の明示及び賃金の減額を伴う場合の説明、合意その他の必要な手続は、法令に従って行う。